

## 公共交通利用促進条例・・・それ何なあ？

### 実施概要

開催日時 平成 24 年 10 月 27 日 (土) 13時～16時  
場 所 高松市生涯学習センター 大研修室  
主 催 者 “ぐるっと高松” 公共交通を育てる会

### 事業内容

(前半)講演：①公共交通利用促進条例について  
“公共交通利用促進とはどんなもの？”“なぜ  
条例が必要なの？”・・・義務や規制など、私た  
ちの生活に深く関わってくる条例について高  
松市の担当課からの説明。

②公共交通利用促進に繋げるための工夫をヨ  
ーロッパや日本各地から「なるほどなあ～」と  
思わせる事例を平原大樹さんが紹介。

(後半)前半の講演をもとに、行政、市民、事  
業者の責務について議論したいと考えていま

したが、時間の関係で行政の責務、行政が担う役割についてのみ議論することができました。行政の役割や施策について様々な意見・提案が出され、条例を実行性のあるものにしたいという参加者の強い思いを感じました。

### 効 果

公共交通利用促進条例制定の意義、目的を理解することにより、市民の意識改革を図り、行政と市民が連携した公共交通の利用促進に寄与したものと思われま。

### 課 題

- ① 年々、公共交通に対する関心が高まっているため、募集人数の30人以上の申し込みがあり、全てを受け入れることができなかつた。今後は募集人数を慎重に、できるだけ希望者全員が受講できるよう考えたい。
- ② 講座内容をさらに充実させ、受講者の交通行動の変化に繋がるような実践的な取り組みを図っていきたい。

